

## 徳島県地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

### (補助金の交付)

- 第1条 知事は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に基づき、市町村が行う地域生活支援事業に要する経費に対し、法第94条第2項第1号の規定による県補助金について予算の範囲内で交付する。この場合において、社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が法第78条に基づく地域生活支援事業を行うにつき要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
- 2 知事は法に基づく訪問系サービスの給付額が、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示530号）に規定する国庫負担基準に基づき障がい福祉サービスを受けた障がい者等の人数に応じ算定した額（以下「国庫負担基準額」という。）を超えている市町村に対し、国庫負担基準額を超過する金額の範囲内で、徳島県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第5条に該当する場合の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
  - 3 知事は社会福祉法人等が障がい福祉の現場において介護業務の負担軽減等を図るためロボット技術を活用することに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
  - 4 知事は新型コロナウイルスの感染拡大の防止等に加え、障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTの活用モデルを構築することを目的としてICTを導入する際の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
  - 5 知事は障害福祉サービス事業所等において新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した際、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、障害福祉サービス等を継続して提供するために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
  - 6 知事は市町村又は社会福祉法人等が障害福祉サービス等施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対策のために行う事業に要する経費に対し、予

算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 7 知事はこどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、送迎用バスへの安全装置等の設置、登降園管理システムに係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
- 8 前7項の補助金の交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）及び地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（平成21年8月25日厚生労働省発障0825第1号厚生労働事務次官通知）並びに令和元年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱（令和元年3月19日厚生労働省発障0319第5号厚生労働事務次官通知）及び令和4年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和5年3月2日厚生労働省発障0302第5号厚生労働事務次官通知）及び令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（子ども安全安心対策事業分）交付要綱（令和5年8月17日こ支障第58号こども家庭庁長官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 この補助金は、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」及び県要領に基づき行う次の事業を交付の対象とし、補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

（1） 地域生活支援事業費補助金

ア 市町村地域生活支援事業

市町村が行う事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して市町村が補助する事業

イ 特別支援事業

平成31年3月28日障企自発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知の別紙特別支援事業運営要領に基づき行う次の事業

(ア) 市町村が行う事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(イ) 社会福祉法人等が行う事業に対して県が補助する事業

（2） 障害者総合支援事業費補助金

ア 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

県要領に基づく要件を満たす市町村に対し補助する事業

イ 障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業

令和2年3月12日障発0312第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱」及び令和5年2月16日障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」に基づき社会福祉法人等が行う事業

ウ 障がい福祉分野のICT導入モデル事業

令和2年2月4日障発0204第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野におけるICT導入モデル事業実施要綱」及び令和2年5月15日障発0515第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和2年度障害福祉分野におけるICT導入モデル事業実施要綱」及び令和5年2月16日障発0216第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」に基づき社会福祉法人等が行う事業

エ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

令和3年4月13日障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」、令和3年12月22日障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」及び令和4年12月26日障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」に基づき社会福祉法人等が行う事業

オ 特別支援事業（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

(ア) 令和2年3月13日障発0313第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等実施要綱」に基づき社会福祉法人等が行う

## 事業

- (イ) 令和2年3月13日障発0313第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業実施要綱」に基づき社会福祉法人等が行う事業
- (ウ) 令和2年3月13日障発0313第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業

## カ 子ども安全安心対策事業

令和5年2月28日障発0228第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱」に基づき社会福祉法人等が行う事業及び令和5年5月18日発こ支障第7号こども家庭庁支援局長通知の別紙「子ども安全安心対策事業実施要綱」に基づき社会福祉法人等が行う事業

## (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (1) 地域生活支援事業費補助金

#### ア 市町村地域生活支援事業

##### (ア) 市町村が行う事業

別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

##### (イ) 社会福祉法人等が行う事業に対して市町村が補助する事業

- a 別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と市町村が補助した額とを比較して少ない方の額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

#### イ 特別支援事業

(ア) 市町村が行う事業

別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 社会福祉法人等が行う事業に対して市町村が補助する事業

a 別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と市町村が補助した額とを比較して少ない方の額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(ウ) 特別支援事業運営要領の（別記5）視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業実施要領に基づき、社会福祉法人等が行う事業については、別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 障害者総合支援事業費補助金

ア 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業

別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 障がい福祉分野のICT導入モデル事業

別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

エ 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定

める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

オ 特別支援事業（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

カ 子ども安全安心対策事業

- ・ 送迎用バスの改修支援事業

別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てない。

- ・ 登降園管理システム支援事業

別表第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金交付申請書等）

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調（様式第2号）
- （2） 事業計画書（様式第3号）
- （3） 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業計画書（様式第4号）
- （4） 障害福祉分野における介護ロボット等導入事業計画書（様式第16号）
- （5） 障がい福祉分野のICT導入モデル事業計画書（様式第17号）
- （6） 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業計画書（様式第18号）
- （7） 特別支援事業（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る事業計画書（障がい福祉サービス等の衛生管理体制確保支援事業除く）（様式第19号）
- （8） 子ども安全安心対策事業計画書（様式第28号）
- （9） 歳入歳出予算書（見込書）抄本

3 規則第3条の期日は、知事が別に定める。

- 4 社会福祉法人等が、第1項の補助金の交付申請をするときには、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- （1） 事業により取得し、又は、効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （2） 知事の承認を受けて、財産を処分等する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがあること。
- （3） 補助事業に係る間接補助金の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の決定に付された条件並びに規則第16条及び第17条に定める事項と同一の条件を付すること。
- （4） 間接補助金の財源に充てるべき補助金の交付を概算払により受けた場合においては、当該交付を受けた補助金の額が、既に間接補助事業者（間接補助の交付の対象となる事務又は事業を行うものをいう。以下同じ。）に対して交付している間接補助金の額を超えているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者に対し、その超えている額に相当する金額の間接補助金を交付しなければならないこと。

（軽微な変更）

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助事業の各細目相互間における配分の、それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更とする。

- 2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助事業の遂行期間に生じた事情変更等により事業内容が変更するもので、事業目的

を損なわない計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金変更所要額調(様式第6号)
- (2) 補助事業変更(中止・廃止)計画書(様式第7号)
- (3) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業変更(中止・廃止)計画書(様式第8号)
- (4) 障害福祉分野における介護ロボット等導入事業変更(中止・廃止)計画書(様式第20号)
- (5) 障がい福祉分野のICT導入モデル事業変更(中止・廃止)計画書(様式第21号)
- (6) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業変更(中止・廃止)計画書(様式第22号)
- (7) 特別支援事業(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)に係る事業変更(中止・廃止)計画書(障がい福祉サービス等の衛生管理体制確保支援事業除く)(様式第23号)
- (8) 子ども安全安心対策事業(中止・廃止)計画書(様式第29号)
- (9) 歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (10) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第9号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金精算書(様式第10号)



- (2) 事業実施報告書（様式第11号）
  - (3) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業実施報告書（様式第12号）
  - (4) 障がい福祉分野における介護ロボット等導入実施報告書（様式第24号）
  - (5) 障がい福祉分野のICT導入モデル事業実施報告書（様式第25号）
  - (6) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施報告書（様式第26号）
  - (7) 特別支援事業（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）に係る実施報告書（障がい福祉サービス等の衛生管理体制確保支援事業除く）（様式第27号）
  - (8) 子ども安心安全対策事業実施報告書（様式第30号）
  - (9) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。
- 4 第4条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書の提出前に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになっている場合には、当該消費税等仕入控除税額相当額を補助金から減額して、交付決定の変更手続きを行わなければならない。

（補助金の請求）

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は様式第13号による補助金請求書に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第10条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、様式第13号による補助金請求書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

#### (補助金の返還)

第12条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第15号)により速やかに知事に報告しなければならない。

3 前項の報告があった場合で、補助金返還に該当する場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

#### (書類の保管等)

第13条 規則第16条の補助金調書は、様式第14号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### (財産処分の制限)

第14条 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、事業により取得した価格が単価30万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(平成13年7月12日厚生労働省告示第239号)に定める耐用年数とする。

この要綱は、平成22年2月15日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月5日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月13日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年9月11日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月27日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月6日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月2日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月17日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月27日から施行し、令和5年度分の補助金（令和5年5月8日以降に着手した補助事業に係るものに限る。）から適用する。

別表

1 区分	2 種目	3 細目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
地域生活支援事業費補助金	地域生活支援事業	市町村地域生活支援事業	知事が必要と認めた額	市町村地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金等	$\frac{25}{100}$
		特別支援事業	知事が必要と認めた額	特別支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金等	(第2条(1)イ(7)の事業) $\frac{25}{100}$  (第2条(1)イ(4)の事業) $\frac{100}{100}$
障害者総合支援事業費補助金	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業		当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、別に定める実施要領に基づき、知事が必要と認めた額	平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金交付要綱」別表1の第2欄に定める種目「1 障害福祉サービス費等」における第4欄に定める対象経費「1 当該介護給付費等の支給に要した費用」	$\frac{3}{4}$
	障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業		知事が必要と認めた額	障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期費用に要する費用に限る。）、補助金	$\frac{3}{4}$
	障がい福祉分野のICT導入モデル事業		知事が必要と認めた額	障がい福祉分野のICT導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	$\frac{3}{4}$
	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業等に対するサービス継続支援事業		知事が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な謝金、報償費、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、工事費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金	$\frac{10}{10}$

特別支援事業（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）	障害福祉サービス等の衛生管理確保支援等事業	知事が必要と認めた額	令和2年3月13日厚生労働省発障第0319号5厚生労働事務次官通知の別紙「令和元年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）交付要綱」別表第3欄に定める対象経費	<u>10</u> 10
	就労系障がい福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業			
	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業			
子ども安全安心対策事業	送迎用バスの改修支援事業	知事が必要と認めた額 175千円までを上限とした実費に対する定額補助	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	定額
	登降園管理システム支援事業	知事が必要と認めた額 ①端末購入を行わない場合、 1事業所あたり200千円  ②端末購入を行う場合 1事業所あたり700千円	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	<u>4</u> 5